

霧島市条例第17号

令和5年6月22日

霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重真一

霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年霧島市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。